

令和元年度第1回「支援を必要とする子どものための部会」摘録

日 時 令和元年6月27日（木） 18：30～20：30

場 所 ガーデンパレス京都2階 「桜」

出席者 徳岡博巳部会長，
石塚かおる委員，小谷裕実委員，渋谷千鶴委員，芹澤出委員，長澤敦士委員，
増田正昭委員

欠席者 井筒隆夫委員，岡美智子委員

次 第

1 部会員及び事務局の紹介等

- (1) 部会員及び事務局の紹介
- (2) 部会長挨拶

2 議題

- (1) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (2) 「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定について
- (3) 「京都市社会的養育推進計画（仮称）」について

(司会：森田 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課障害児支援係長)

事務局	<p>令和元年度 第1回「支援を必要とする子どものための部会」を開催する。</p> <p>本日の会議については、市民の皆様に議論の内容を広くお知りいただくため、公開することとしており、あらかじめ御了承いただきたい。</p> <p>また、当審議会の施行規則において、当部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされているが、本日は、委員9名中、7名の方に御出席いただき、会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>部会長の人選については、当審議会の全体会議の安保会長の決定により、徳岡委員をお願いすることとしている。</p> <p>それでは、徳岡部会長から一言御挨拶をお願いします。</p>
部会長	<p>(部会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、ここからの議事進行については、徳岡部会長をお願いします。</p>
部会長	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>次第の「3 議題」, 「(1) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料3, 4, 5説明)</p>
部会長	<p>ただ今の事務局からの説明について、意見聴取する。</p>
芹澤委員	<p>資料4について、各区・支所の子どもはぐくみ室職員のヒアリングは行っているのか。</p>
事務局	<p>毎年、子どもはぐくみ室に対して監査を実施しており、監査において、ヒアリングも併せて実施している。</p>
石塚委員	<p>資料4, 5に共通して、必要量の見込みは増加しないという説明であるが、感覚ではショートステイや一時保護がととも増えており、養育支援が必要な家庭も増えている。今後も増えていくのではと思う。</p>
芹澤委員	<p>併せて、ショートステイ・トワイライトステイについては、京都市では対象者を小学生までと独自に決めているが、国においては、そのような方針は出しておらず、むしろ充実していく方向性である。中学生でも、発達障害が</p>

	<p>ある等により、家でひとりで過ごせない等必要な対象者はあるので、独自の枠組みは撤廃した方がいいのではと思う。一方で、本制度は運用を間違えると、お母さんもどんどん預けて暮らすような、依存的な使い方にもなってしまうので、例えばトワイライトステイの活用を弾力化する等により短時間預けて、夜は親子で過ごすなど、そういう方向性も検討いただければと思う。ただ、どうしてもしんどい人はいるので、必要でないということではなく、必要な人には必要であるが、出来る限り減らして、トワイライトの活用により親子関係を作っていく、しんどいところだけ、必要な量だけ、ショートステイで対応するというような方向性を見出せればと思う。</p>
部会長	<p>ショートステイの件、養育支援訪問事業の件両方の意見がありますが、整理したうえで、事務局からの回答はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この見込みは、これまでのフレームを元に算出すると、こういった数字になるが、ショートステイについて一時保護との使い分け等が十分に整理できていない現状もあるので、その点について、議論、検討が必要と考えている。</p>
石塚委員	<p>後で議論に出てくる話かもしれないが、「新しい社会的養育ビジョン」において、できるだけ家庭に帰すように、その次に里親、と考えていくと、少し危険な状況でも家庭に帰して、親と離さずに、そこでの支援を中心に考えていくことになると思う。一方で、それで事故が起こったら「なぜ家庭に帰したのか」という話にもなる。それなら、ショートステイでも一時保護でもいいので、引き上げてしまったらいいのか、今すごく悩ましい状況にある。そのあたりの状況を、国はできるだけ家庭に返すようにと言っているが、先ほどの話のように、あまりショートステイや一時保護に依存的にならないように、なのかな、とりあえずショートでもいいから預かって、そこから、一時保護、入所と繋がっていき、親を説得しているようなケースもある。国はできるだけ家庭に、というのが家に帰れる状況かどうか等の見極めは難しく、その判断をミスすると、子どもが命を落とすことにもなるので、それだったらショートステイでも、一時保護でも、入所でもいいから預からせてほしいと思うし、そうなる国の方針とは異なるので、悩ましい状況である。</p>
事務局	<p>もちろん、子どもの命、安全が最優先である、その上でいろんな施策があり、整理が必要であると思う。</p> <p>「新しい社会的養育推進計画」については、後で議論もあるが、家庭養育優先の原則等国の方針もあるが、これまで京都の施設が果たしてきた役割</p>

石塚委員	<p>もあるので、それを踏まえて、京都に何が必要なのかという視点で検討していく必要があると考えている。</p> <p>そういう点も踏まえて、ショートステイや養育支援が必要な家庭が増える見込みの方が安心する、もちろん、それに対応する人員等の問題もあり、大変かと思いますが、横ばいや増えないと言われると大丈夫かと思う。</p>
部会長	<p>量の問題と質の問題の両方の問題があると思う。数は変わらなくても、対応する職員の質や人数の問題が出てくるのではないか。</p>
渋谷委員	<p>障害児もショートステイを使いたい、対応できる職員がいないので受け入れられないという声を聴くので、数は変わらないというのはどうかと思った。今後、障害児は増えていくと思うが、少しくまかないと、保護者は「どうかな」と思うことが多い。親は動いてるし、しゃべれてるじゃないですかと言われるが、この子はちょっと専門的に関わってくればもっと上手くいくのと思う場合もあり、親の能力も下がってきていて、結局、放任、手遅れになってしまい、小学校に入ってからうまくいなくなることもある。そういった面で、ショートステイで少し、数日間、数週間、専門的に関わってもらえたらその間に親も説得できるし、子どもの知識も増えるし、保育所とかでもうまくいくように調整できるような子は多いと思うので、ショートステイの役割は大きい、質の問題が課題になってくる。</p>
事務局	<p>ショートステイ・トワイライトステイの数の見込みについて、5年前の計画策定時に、5年後の見込みとして、過去の平均値を取って、+3パーセントを見込んでいたが、実際には10パーセント減少していた。これはなぜかと考えたときに、15歳未満の子ども人口が同程度減少していた。現状維持でやってきてこの結果が得られている。今後5年間も、同じように10パーセントくらいで子どもの数は減っていく見込みである。それを踏まえたうえで、その差を埋めるくらいの「預けたい」という保護者がいたので、それを踏まえて平均値を取って、増減なしとしている。</p>
石塚委員	<p>そういう要素があるということであれば、納得である。</p>
部会長	<p>そもそも、受入側が飽和しているせいで、利用が抑えられているという可能性はないか。</p>

石塚委員	今月も多くの依頼があった。
部会長	社会的なニーズと、受け入れる側の容量と、子どもの数と、いろいろな要素の影響を受けるので、一概に人口や利用数では言えない部分があると思う。特にショートステイ・トワイライトステイについては、使い勝手がよく、入所にもっていくためでもあるし、例えば家庭復帰するケースが、最初はショートステイを多く使いながら生活し、だんだん家の割合を増やしていくといった使い方も想定される。そういった使い方もあるので、丁寧に見込んでいく必要があるかと思う。
石塚委員	ショートステイで危険を感じるのは、児童相談所を通していないので、アレルギーや感染症があるケースについて、情報がきちんと伝わらないことがある。この間も、前情報なしで受入したら、多くのアレルギーがあって、どの程度いけるか分からず、困ったことがあった。児童相談所で一時保護されていると、そのあたりはきっちり押さえてくれているので、今後はショートステイについても感染症とか、アレルギーとか、どこか経由するような、そういう仕組みを検討いただきたい。
部会長	過去にショートステイ中に乳児が死亡する事件があった。嘱託医の健診を受けてくることもあるが、制度化されておらず、そういう意味の不安感みたいなものが現場にはある。その事件では、母の病気に対する意識がもともと低かったことや、受入時には症状がなかったことも原因とされている。
事務局	事務局でも、利用の手続きも含め、今後検討をしていきたいと思っている。
部会長	多くの自治体では、ショートステイの受付は児童相談所であるが、京都市では子どもはぐくみ室にしているのは、地域の窓口にそういった受付先がある方が良いという考えからか。
事務局	そのとおりであるが、一方で、夜間や土日祝は区役所・支所が開いていないので、受付が出来ず、施設で負担してもらっているという課題がある。
増田委員	最近、里親会の研修会で知ったことであり、全体をつかみきれていないところであるが、里親にも一時保護を行っているケースがある。今までは、一時保護所と施設の一時保護で賄われ、里親に回ってきたことはなかった。

石塚委員	一時保護所も満床のため、里親に頼らざるを得ない状況なのか。特に乳児への対応か。
増田委員	いろいろと聞いている。中学生や高校生年齢の場合もある。
事務局	国において、里親の委託推進を言われており、養護性の問題だけで一時保護をしなければならないケースについて、ご協力いただける里親さんがいらっしやれば、ここ数年、里親さんでの対応をお願いしている。中には、実子を養育しながら登録されているような里親さんでも、ご努力いただきながら、数日、数週間での預かりを実施し、里親を含めた家族全体の育成していくことをねらいとしている。そういう観点で、新規に登録いただいた里親さんを中心に、できるだけ積極的に一時保護の委託を行っている。
部会長	育児支援ヘルパーの訪問体制は1人か。複数にする必要はないのか。
事務局	初回は2人で訪問し、2回目以降は1人。今の体制で十分多子央できると考えている。特別な事情がある場合や、ヘルパー業務以外の対応がある場合等は、保健師や別のヘルパーが同行することもある。
渋谷委員	今年度から、児童相談所の役割を一部はぐくみ室で担うことになったと聞いた。地域で養育できる家庭かどうかの見極めはとても難しく、様子見していたら手遅れになることもある。
事務局	児童相談所で対応していた、地域での見守りが必要なケースについて、はぐくみ室で役割を担うこととした。そのために、人員増も行っている。
芹澤委員	育児支援ヘルパーは必要なところに届けられる良い事業だが、足りない人には全然足りていない現状があり、本来的には、ヘルパー派遣+身近で支援ができる存在が必要。例えば精神疾患のある母に乳児がいる場合等、夜間に起きることができず、養育ができない。母子生活支援施設であれば、24時間体制で対応することはできるが、そういった面を埋められる体制が必要ではないか。身近な地域において、そういった役割を果たせるような存在が必要。例えば大阪ではそういった支援をNPOに委託して実施している。
事務局	本事業は、長期間利用いただく制度ではなく、支援してもらえない人がいない、しんどい状況のお母さんが一時的に支援を必要としている場合に利用い

	<p>ただくものなので、そういった長期的に継続的な支援が必要な場合は、例えば母に障害があるなら障害のヘルパーを派遣する等によって対応するべきと考えている。</p>
芹澤委員	<p>回数について、もっと弾力的な運用ができないかと思う。リスクアセスメント、ソーシャルワークにより、必要な人には多く、不用な人には少なくとか、第1子なのか、第1子以降の子なのか等。今福祉事務所のソーシャルワークが求められているので、一律に回数を決めるのではなく、必要性によって、回数を決めるような仕組みづくりをしてはどうか。</p>
事務局	<p>子どもはぐくみ室の保健師などが訪問を行ってリスクアセスメントのうえ、制度の利用を決定しており、回数については、基本の回数に加えて、追加派遣が必要と判断される場合には、最大52回まで派遣している。利用者には、追加派遣が出来ることは必要な方にしか伝えていない。</p>
小谷委員	<p>資料4、7ページ資料、ヘルパー派遣の支援対象者に「医療的ケアが必要な障害児」も対象とあるが、回数についてはどうか。</p>
事務局	<p>子どもはぐくみ室の保健師等が必ず訪問し、ヘルパー派遣が可能かどうかの判断、リスクアセスメントを行ったうえで、必要に応じて、追加派遣も行っている。</p>
小谷委員	<p>もう一点、ショートステイについては、医療的ケアが必要な児童は利用できるのか。</p>
事務局	<p>受入体制の課題はあるが、障害の程度による制限はしていない。</p>
石塚委員	<p>最終的には施設において受入の可否は判断される。乳児院は看護師もいるので、受入されているところもあるが、医療の必要度合いが高いと、児童養護では厳しい状況ではある。療育手帳を保持する児童は受け入れている。</p>
芹澤委員	<p>障害施策でのショートステイで利用できるのではないか。</p>
部会長	<p>障害児施設は入所者の高齢化により幼児期、小学生は実質ほぼ満床で受入が難しいと聴く。</p>

渋谷委員	施設によって、割と受け入れてくれるところもあるが、送迎も必要であり、親は大変そうである。
部会長	続きまして、次第の「(2) 子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）の策定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料6, 7, 8説明)
部会長	ただ今の事務局からの説明について、意見聴取する。
芹澤委員	<p>資料7の児童虐待対策について、策定要領には母子生活支援施設の活用を入れることとなっているので、主な取組に入れていただきたい。</p> <p>母子生活支援施設は、分離せずに保護ができるため、子どもの最善の利益、家庭養育を継続し、また、いきなり子どもを引き取るのではなく、母子で入所し、24時間の支援や見守りの下安全な親子再統合を行うこともできるので、そのあたりの役割を盛り込むべきである。</p> <p>児童養護施設の高機能化・多機能化の取組については、具体的に何をするのかを、今後検討されるということか。里親支援専門相談員の設置とあるが、国において推奨されているフォスタリング機関設置について触れられていない。今後、「青い鳥」がそのような機能を担っていくのか、そうなった場合、施設の里親支援専門相談員との役割分担の整理が必要である。</p> <p>また、施設の多機能化の一つとして、産前産後母子支援事業というのがメニューとして入っているがこれは今後どう取り組むのか。京都府の先駆的な取組として、母子生活支援施設での特定妊婦の受入を行っているが、委託費が1日1000円の高熱水費しか出ず、支援についてはボランティア的になっているので、母子生活支援施設の活用として、産前産後母子支援事業を実施する等、この点についても今後どうしていくのか検討いただきたい。</p>
石塚委員	「新しい社会的養育ビジョン」の考え方では、今後、里親・ファミリーホームへの委託が増え、施設は地域へどんどん出ていくこととなる。地域小規模児童養護施設も、うちは本体施設と違う小学校区に設置したので、児童養護施設という存在が初めて、という地域である。つまり、多くの虐待を受けた子が地域に出て行くということであるが、一方で、地域小規模児童養護施設の設置に対して反対運動が現に起こっていることもある。さらに、家庭復帰を進めていく、ということになると、はぐくみ室の訪問事業のような取組が非常に重要で、それこそ、虐待を受けた子どもを地域で、家庭に返して家

増田委員	<p>庭に支援を入れていくという形になる。そういうことを、宣伝したり、広報により社会に広めていくような取組が必要かと思う。</p> <p>虐待を受けた子ども、愛着障害や発達障害のある子ども達については、家庭の親のように、一対一で対峙していくことが早道であり、それで向き合って10年以上かかるような道である。そのような支援を、里親で全て抱えるのは難しく、スキルを上げる必要がある。2年に1回、専門里親の研修はあるが、その研修のレベルでは到底難しいと思っている。そういった子どもたちのことを地域に広めるというよりは、地域に里親が頼れるあらゆる支援の体制を作って、里親が地域で、子どもと向き合っていく時間を作って、あらゆる人に協力いただかないと、子どもを守れないと常に感じている。里親自身の努力もちろん必要であるが、地域での支援の輪を広げ、それをどう確立していけるかにかかっていると思う。</p>
石塚委員	<p>児童養護施設だと、夜になっても子どもが帰ってこなくてどうしよう、となったらとりあえず警察に連絡して、というのはよくやっていたのだが、この間、里親さんから、夜になっても里子が帰ってこなくてどうしようという電話がかかってきたので、そういう場合は警察に届出したほうがいいですよ、というアドバイスをした。そうしたら、里親さんも「良い機会なので、里親ってことを警察にも言うておく」と言って行かれた。施設は学校や警察とも繋がりがあがるが、里親さんはどうしても地域で孤立したり、抱えこんだりしてしまう状況がある。</p>
増田委員	<p>里子のことで困ったことを児童相談所に相談すると、うまくいっていないと取られ、委託を解除されるのではないかという危惧があり、相談できない里親さんもいると聞く。最近「青い鳥」や施設の支援もあるので、助かっているし、そういった交流を密にやっていく必要がある。</p>
部会長	<p>対応が難しい子どももいるが、実親のいるケースの対応も課題である。実親の対応は施設という組織だからできる部分もあるので、里親委託が進むと、その辺が心配である。</p>
石塚委員	<p>そういった課題も含めて、フォスターリング機関の設置を含めた支援体制を構築することが必要だと感じている。</p>
増田委員	<p>子どもは実親への思いもあるだろうが、そこで命が守られるかどうかとい</p>

	<p>う判断もある。里親は立場上直接実親と対峙することは難しく、システムづくり、医療面や法律面など、あらゆる専門の方に頼れる仕組みが必要。</p>
<p>石塚委員</p>	<p>今年度、里親会と児童養護施設長会は時々お会いできる仕組みを作った。それまではお互いのことを知らなかったが、相対する施設ではなく、協力し合う関係として、顔を見て話す機会を持とうと思った。</p>
<p>増田委員</p>	<p>顔を知っていると話しやすく、夜間や土日祝等で子どもの対応に困った時、施設に電話してもいいかな、と思えるようになった。</p>
<p>芹澤委員</p>	<p>地域で子育てに困っているケースも、児童相談所に相談したら子どもを取られると思っていた、という人がいた。施設に相談に来て、間に施設が入って児童相談所での相談につなげ、支援策を活用しながら地域で子育てをされている。そのように、身近な地域の中の、相談しやすく、間に入ってうまく調整できる存在が必要と思う。本来は児童家庭支援センターがそのような役割を担っていくことになる。虐待が起こるのは夜間、夕食後が多く、その時間帯にぱっと電話できるような仕組みとして、乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設に児童家庭支援センターのような機能を持たせて、そこでしんどい気持ちの相談や、話を聴いたり、場合によっては、一時保護とか、ショートステイの利用とかの調整や相談ができるような、そういう身近な存在が必要。その機能が昼間だけではちょっとしんどいと思う。</p>
<p>石塚委員</p>	<p>施設の高機能化とあるが、何が想定されるのか。「新しい社会的養育ビジョン」では、大変な児童は本体に16名まで、後は地域に出していき、本体で児童家庭支援センターのような機能を持ったり、里親支援をやったり、という流れで進めていくことになると思うが、本体には全然子どもがいない状況で、一時保護施設だけがあるような配置になってくると、人員配置がどれだけ確保されるのか、どう運営していくのかが見えにくい。今は本体の職員にも事務をやってもらって何とか回している状況であり、その職員がみんな地域に出て行ってしまうと、大変である。児家支援センター機能を持つのも検討だが、多機能化については、京都の施設の中で、どう充足していくかを検討していく必要がある。</p> <p>また、当施設では児童心理治療施設を合築しているが、ビジョンでまったく方向性が示されておらず、このままいくと、児童心理治療施設のほうが配置基準が低くなる。国の状況等見えないことが多く、どうしたらいいかわからない。フォスタリング機関には、乳児院がやるのかもしれないが。</p>

芹澤委員	<p>フォスタリング機関については、京都市がやるかどうか、この5年間でできるのか、プランに盛り込むかどうか、どこまでできるのか、予算措置の有無も含めて検討していくことになるかと思う。</p> <p>少なくとも、里親支援には、フォスタリング機関は最低1箇所でもやらなければならないし、フォスタリング機関と、施設の里親支援専門相談員と役割分担のうえ、実施していく必要がある。</p>
部会長	<p>地域の子育て支援, 虐待対策には保育所をいかに取り込めるかではないか。</p>
石塚委員	<p>保育所の保育士は、親との関係が悪くなるので、通告をしづらいという話を聞いたことがある。</p>
部会長	<p>保育所の先生は信頼関係がある相談しやすい存在であるし、そこで気になることを取りまとめるソーシャルワーカーみたいな存在を保育所に置くのはどうか。</p> <p>また、近年では虐待通告イコール親子分離のような捉え方がされるが、そうではなく、親子の関係を育てるための児童相談所であると、そのような流れがあってほしい。</p> <p>13万件以上の虐待相談対応件数のうち保育所や施設を含む児童福祉施設からの相談は1～2%しかなく、それはいかに保育士たちが、石塚委員がおっしゃったようなことを考えているかを現している。</p>
芹澤委員	<p>保育士は一般的な子育て相談等は受けられても、虐待や難しい保護者の対応はとても難しく、今の保育所の保育士では対応できないと思う。児童相談所から派遣する等の対応が必要かと思う。</p>
渋谷委員	<p>子育ては向き合うというよりも、ちょっとしんどかったら「誰かに育ててもらおう」という意識を持っていて、一日でなくてもちょっとでも預けられるところがあるよ、という情報を広げてほしい。</p> <p>ちょっと、とか今しんどい、とか1時間預かってくれたら落ち着けるとか、そういうニーズを拾っていく必要がある。</p> <p>最近の保護者は小さい子どもとのアタッチメントや愛着行動、抱っこの機会がとても少なくなっている。子どもが愛着行動を求めても、お母さんたちはいつもスマホを見ていて、子どもと向き合っていない。そういった時代背景を踏まえた、子育てについての啓発を行うべき。早期に手を入れないと、そう育てられなかった子は本当にひ弱になる。保育園の先生も人数が少ない</p>

石塚委員	<p>のか、あまり抱っこをしない。昔に比べ、環境、家も狭く、子ども達にとっても苦しく、子育てが難しい時代になっているように感じる。</p> <p>今通っている子どもでも、例えばおもちゃの取り合いになって泣いたときに、お母さんは慰めるか相手の子を悪く言うかしかできず、ちゃんとしたしつけができない。</p> <p>本部会とはやや外れた議論かもしれないが。子育ての方法論もいろいろとあるので、教育の場において、子育てに触れる機会を増やす等は考えられると思うが。</p>
石塚委員	<p>障害児入所施設の見込みはないが、増やすことはできないのか。現状では満床で年齢の低い子どもが入所できず、家庭にいられない障害のある子どもが、児童養護施設にたくさん入所している現状がある。児童養護施設は障害の専門ではないので、ちゃんとした支援ができていないという自覚があるうえ、また、子どもも大きくなればなるほど障害受容が困難になり、高校や、就職でつまづくケースがすごく多い。もう少し丁寧に障害施策を活用する等によって、生きていく術につなげていくことができるはずなのに、児童養護施設での対応では限界があるし、子どもに申し訳ない気持ちである。</p>
芹澤委員	<p>母子生活支援施設にも、多くの障害のある児童が入所しており、母子ともに障害があるケースも多く、支援体制が不十分である。</p> <p>母に障害がある場合、子に障害があることも多く、施設機能として両方を支える場として母子生活支援施設があるので、それは選択肢として、活用できると思っている。</p>
小谷委員	<p>重症心身障害児の支援体制について、方向性はすばらしいと思うが医療的ケアが必要な児童を受入できる保育所や療育施設が少なく、実態はどうか知りたい。放課後デイについては、人員を確保できず閉所しているというケースもあるが、現状はいかがか。インクルーシブ教育についてであるが、発達障害の子どもについて、育成学級か普通学級かはIQで判断されるようだが、IQが高くても生活能力の低い児童が普通学級で不応答を起こして不登校となるケースがある。育成学級の弾力的な運用をお願いしたい。</p>
事務局	<p>昨年度から、保育所における医療的ケア児の受入を始めており、昨年度は10名程度受入していただき、年々増えている。国の予算も入っているが、京都市としても持ち出しで予算を確保してがんばっているところ。保育所名</p>

	<p>を挙げていないのは、あくまで地域での受入れを目指しており、また、実績のある保育所でも体制によっては追加の受入れができないこともあるため、公表はしていない。調整は幼保総合支援室で行っており、まずはご相談いただき御希望を聞きながら保育所の受入状況を見ながら調整させてもらっている。療育施設は、単独通園施設についてはほぼ受入ができてきている状況である。</p>
渋谷委員	<p>施設の状況にもよるが、余程の事情でない限り、受入している。</p>
事務局	<p>立地的な面については、課題もあるかもしれないが、職員体制や、障害の状況等により、相談に応じている。</p>
長澤委員	<p>少年非行について、保護司の役割としては、非行少年立ち直り支援プログラム等での関わりということになるか。</p>
事務局	<p>「青少年を非行から守る活動」や「社会を明るくする運動」等の活動において保護司さんにはかなり中心に関わっていただいております、その活動とのつながりを作っていかなければならないと思っている。</p>
長澤委員	<p>非行少年たちが、地域で生きづらさを抱えながら生きている状況を何件も見せてきているので、「重症化及び再犯防止」のためにも、個別的な支援だけでなく、「地域」という視点を盛り込めるといいかと思う。</p>
芹澤委員	<p>保護司が関われるのは委託期間だけなので、その期間が終わったら保護司からは連絡が取れないことになっている。そのため、保護司全体で「重症化及び再犯防止」のための取組として、「社会を明るくする運動」がある。</p>
事務局	<p>育成学級について、昔はDQ指数が大きな判断基準になっていたこともあるが、現在は必ずしも指数だけでは判断しておらず、学校の主体的な判断で、弾力的な運用ができるようになっている。</p>
渋谷委員	<p>80～90の指数の子でも、育成学級に通っている子はいる。 記憶力はいいが、人との関係が取れない子もおり、それでも、自分流にやっていける能力のある子だったので、育成学級に在籍して、進学していった。</p>
小谷委員	<p>配慮いただけるケースが0だとは思わないが、その判断は校長にゆだねられているのか。</p>

事務局	昔は教育委員会の就学相談を必ず受けていただき、そこで判定していたが、今はまずは学校の方で判断してもらえるようになっている。
小谷委員	校長先生がそう判断されて、教育委員会とも話をしたけど、ふたを開けると難しいと言われたケースがあると聞いたことがある。昔よりは弾力的に運用されていることは知っているが、例えば他の市には、知的な遅れの無い子のASDの学級があったりするが、京都市にはないので、不適應を起こすケースもあるのではないかと。通級だけでは普通学級に適應できない生徒に、さらに柔軟な育成学級の運用が必要ではと思う。
事務局	本市では、発達障害の学級は設置しておらず、知的障害や情緒障害が編成基準になっている現状があるので、その判断に難しさはある。
部会長	続いて、次第の「(3) 京都市社会的養育推進計画（仮称）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料9説明)
部会長	ただ今の事務局からの説明につきまして、意見聴取する。
芹澤委員	児童養護施設等の状況で、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設が挙げられているが、母子生活支援施設が入っていないのはなぜか。里親委託推進に係る施設であれば、児童心理治療施設は入らないはずである。 児童相談所の体制として、弁護士4名と委託契約を結んでいるということであるが、国の方針では常勤化とされているので、京都市の考えを整理していただきたい。 「社会的養育下」に含められる意味の整理を行っていただきたい。 母子生活支援施設の活用や、高機能化、特定妊婦の議論が含まれていない。
事務局	まとめて、整理させていただく。
芹澤委員	里親委託率については、乳児院・児童養護施設に関わることであるが、高機能化・多機能化については、母子生活支援施設も対象になるので、そのあたり、横並びで検討いただきたい。
石塚委員	里親と施設長会が定期的に意見交換しているが、母子生活支援施設とも意

	見交換する場を持つ必要があるかもしれない。
芹澤委員	<p>先般の千葉市の虐待死事件を受け、DVと児童虐待の関係について国通知が出ている。そもそも、児童相談所のマニュアルにDVの危険性があれば母子生活支援施設の活用をすることが盛り込まれているべきであるが、対応していないように思う。</p> <p>国の方針としては「児童相談所が、必要に応じて福祉事務所に相談し、母子生活支援施設の活用を図る」という流れになっているので、マニュアルにもそういった内容を盛り込むべき。</p>
渋谷委員	<p>虐待を受けた子ども自身が助けを求める機会の確保についてはどうか。親からの性虐待の問題等が顕在化してきているが、法務局の人権SOSミニレターや電話相談等の制度は、昼間のみの対応である。</p>
事務局	<p>「189」や児童相談所の相談受付は、子ども本人からも受け付ける。</p>
石塚委員	<p>社会的養護自立支援、アフターケアについて、京都市は全国的にも先駆的な取組を行ってくださっていることには、本当に感謝している。各施設へのコーディネーター配置、施設に居住する大学進学者への生活費支援まで予算化している市町村はまだほとんどない。</p>
部会長	<p>他には何かないか。</p>
増田委員	<p>里親会として、今後重要な役割を担っていくことになるという自覚を持ちたいと思った。里親自身もスキルを上げ、また、たくさんの人に里親を知ってもらえるような取組を行っていく必要がある。里親の取組は京都市は全国的にも遅れていて、里親会も会合の回数を増やし、国の考え方をどう受け入れていくか、今までどおりではなく、発想を転換していけるかが重要である。</p>
部会長	<p>児童相談所、里親、施設それぞれで、人をどう育てるかである。</p>
石塚委員	<p>里親委託について、施設で生活する子が施設から里親に移るのは環境の変化を受入れづらく、施設から移動したくないとなってしまう。一時保護中の短い間にアセスメントや調整を行うのは大変であるが、最初にまず里親、という意識を児童相談所でも持つべきである。施設の方が受け入れはしやすいが、そこで里親への調整をできるだけがんばってほしい。</p>

増田委員	<p>専門里親として長い間やってきたが、担当のCWが本当にかんばっていたように思う。施設だと、悪い言い方をすると施設に任せられるところ、里親だといろいろな相談や調整をしないといけない状況になるので、大変だと思う。まず、委託を上手くやっていくためには、時間をかけて、丁寧にマッチングをしていただき、そのあとの相談体制も必要なので、児童相談所の職員配置を充実させないと、虐待対応でパンクしている状況ではできないと思う。一時保護についてもすばるホームだと学校に通えないが、里親なら、地域で生活することもできる。調整等、本当に大変だと思うが、子どもにとっては本当に良い環境であるので、里親のメリットを生かした取組を広げていきたい。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。その他に特になければ、予定の時間となりましたので、本日は、閉会とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>